

宇部市新庁舎建設に伴うオリジナル製品・素材 募集要領

1 趣旨

宇部市（以下「本市」という。）では、独自の技術でモノづくりに励む市内事業者を応援しており、その一環として、この度の新庁舎を建設するにあたり、宇部らしさを表現するための手法として、市内事業者が開発したオリジナル製品、素材、（以下「オリジナル製品等」という。）を積極的に取り入れるとともに、その販路拡大等を支援し、地域経済の活性化に資する目的で、新庁舎建設（周辺整備施設も含む。）に使用するオリジナル製品等の候補を広く募集する。

2 オリジナル製品等の定義

オリジナル製品等とは、次の各要件にすべて該当するものとする。

市内事業者が開発・生産され宇部らしさを表現できるもの。

- (1) 優れた技術又は製品特性を有し、市場性が見込まれるもので、かつ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - ア 新規性や独創性が認められるもの。
 - イ 優れた特性を有し、環境、省エネルギーに有効であると認められるもの。
 - ウ 施工コストの縮減、工期短縮に有効であると認められるもの。
 - エ 維持管理コストの縮減に有効であると認められるもの。
 - オ 施工性や安全性の向上に有効であると認められること。
 - カ メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金の対象製品
 - キ 宇部新製品・新技術モデル発注制度により選定された製品
- (2) 本市が建設する新庁舎（周辺整備も含む）に活用できるものであること。
- (3) オリジナル製品等に係る特許権等知的財産権の権利の侵害がないこと。

3 対象となる施設

- (1) 宇部市新庁舎（1期・2期）
- (2) 宇部市新庁舎周辺整備施設

4 対象施設参考資料

宇部市新庁舎建設基本設計（概要版）

5 スケジュール

オリジナル製品等応募受付期間	平成30年6月27日(水)～7月31日(火)
オリジナル製品等候補の選定	平成30年8月中旬
オリジナル製品等の認定	平成30年9月末

6 応募者の要件

応募者は、以下の要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 市内に原則として、本社、本店又は製造拠点を置いている。
- (2) 本市から指名停止等の不利益な処分を受けていない。
- (3) 市税を滞納していない、及び市に対する債務不履行がない。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していない。

7 応募方法及び募集期間

(1) 提出書類

- ア オリジナル製品等応募申込書（様式第1号）
- イ オリジナル製品等説明書（様式第2号）
- ウ オリジナル製品等施工実績書（様式第3号）
- エ 製品・素材の内容を分かりやすく示す資料（パンフレット、図面等）

(2) 提出方法

提出書類は持参、郵送又はファックスのいずれかにより提出すること。郵送の場合は、書留等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とする。ファックスの場合は、提出後、必ず電話にて確認すること。

(3) 受付期間

平成30年6月27日（水）から平成30年7月31日（火）午後5時まで

(4) 提出先

宇部市都市整備部新庁舎建設課新庁舎建設係（本庁3階）
住 所：〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
電 話：0836-34-8200
F A X：0836-22-6064

8 質問及び回答

応募に関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 提出方法

質問書は持参、郵送又はファックスのいずれかにより提出すること。郵送の場合は、書留等の配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とする。ファックスの場合は、提出後、必ず電話にて確認すること。

(3) 受付期間

平成30年6月27日（水）から平成30年7月20日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、受付後1週間以内に宇部市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(5) 問い合わせ先

宇部市都市整備部新庁舎建設課新庁舎建設係（本庁3階）

住所：〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8200

F A X：0836-22-6064

9 オリジナル製品等の候補選定

オリジナル製品等の候補選定（以下「選定」という。）にあたっては、手続きを適正かつ円滑に行うため、宇部市新庁舎建設に伴うオリジナル製品等選定委員会（以下「委員会」という。）において、特に新規性、独自性、市場性、機能性、環境への配慮の観点から評価を行い選定する。

なお、評価にあたっては、必要に応じて応募者に対してヒアリングを行う。

10 オリジナル製品等の認定

(1) 認定

選定されたオリジナル製品等については、事業者と協議等を行い、使用にあたって有効性が認められた場合は、オリジナル製品等として認定し、新庁舎建設（周辺整備施設を含む）に活用する。

(2) 認定数

定めない。（複数）

11 オリジナル製品等による付加価値分に充てる費用

上限 1,000万円（但し、今後の寄附金等の状況により増額することもある）

12 選定及び認定の取消

委員会又は市長は、選定されたオリジナル製品等が次のいずれかに該当するときは、当該選定及び認定を取消することができる。

(1) 提出書類の内容に虚偽があったとき。

(2) オリジナル製品等の対象としてふさわしくないと認められる事由が発生したとき。

13 公表の内容

(1) 選定される前のオリジナル製品等に関する個々の情報は公表しない。

(2) 選定及び認定結果については、速やかに宇部市ホームページにて公表する。